

『実例詳解古典文法総覧』補遺稿 + 源氏解説

連載第 67 回 第 12.4 節

2020 年 10 月 1 日

小 田 勝

連載第 63 回の 1 頁目の頁数を「158 頁」とすべきところ、「161 頁」と表示してしまい、そのまま現在の頁数に至っている。56 頁の欠落（連載第 49 回で告知）に続く、2 回目のミスであり、ここにお詫び申し上げる。そういう次第で、本「補遺稿」は、56, 158, 159, 160 頁が欠落している。

さて、「12.4 格助詞「に」」の 379 頁からである。用例(45)～(49)の類例をあげる。

- ・ 対 (=紫上) に聞きおきて常にゆかしがるを (源・薄雲)
- ・ 笑ひののしるを、上にも聞こしめして、渡りおはしましたり。(枕 6)

動詞が移動動詞である場合、対象に「に」格をとる動詞の場合は、注意が必要である。

次例の「に」は主格である。

- ・ [堀河天皇ノコトガ] 思ひ出でらるるに、御前におはしまして (=鳥羽天皇ガイラッシュャッテ)、「我抱きて、障子の絵見せよ」と仰せらるれば (讃岐典侍日記)
- ・ 「いづくにもかくあさましき憂き世かはあなおぼつかな誰に問はまし」と愛宮に聞こえ給ひければ (=愛宮ガ [女君ニ] 申シ上ゲナサッタノデ)、女君、… (多武峰少将物語)

次例は、人称代名詞に付いた例である。

- ・ そなたには、興福寺へいませ。(発心集 8-11)

以下、類例の列挙が続く。379 頁◆の類例、

- ・ …とて [あこぎガ] うち泣けば、君 (=落窪姫君ハ) いといとほしうて、「そこに (=御前ガ) 知りたらむとも思はず。いとあさましう思ひもかけぬことなれば、…」とて (落窪)
- ・ ^{おほきおとど}太政大臣 (=源氏) の御むすめやむごとなくとも、ここに (=コノ私 (内大臣) ガ) 切に申さむことは、[帝ガ] 聞こしめさぬやうあらざらまし。(源・行幸)

用例(54)～(58)の類例、

- ・ 鏡なす我が見し君 [ノ遺骨ヲ] 阿婆^{あば}の野の花橘の珠に拾^{ひり}ひつ (万 1404)

- ・風秋に (=秋ラシク) おとづれて月すさまじく見えければ (文机談)

用例(59)～(61)の類例、

- ・御禄の物、…白き大桂に、御衣^{ひとくだり}一領、例のことなり。(源・桐壺)

用例(62)～(65)の類例をあげる。

- ・主^{あるじ}の供に三井寺に行きたりけるに (今昔 29-40)
- ・御処分^{そうぶん}に (=御遺産トシテ) 広く面白き宮 (=御殿) 賜り給へるをつくろひて (源・柏木)
- ・「しかじかのことにて、修法始めんとつかまつれば、阿闍梨に (=トシテ) まうで来る人 (=僧) も候はぬを、賜はらん」と申し給へば (大鏡)
- ・さを鹿の妻に (=妻トシテ) しがらむ秋萩に置ける白露我も消ぬべし (貫之集)
- ・新院御笛、大納言良教卿ぞ御師に参り給ふ。(文机談)
- ・この経信は左大弁とて琵琶に (=琵琶ノ演奏者トシテ) 候ひ給ひけり。政長笛、師賢拍子… (文机談)
- ・公守朝臣母身まかりてのち、朝夕手馴れける鏡に梵字を書きて供養し侍りける導師にまかりて、またのあした (続拾遺 1332 詞書)
- ・「後深草の院の皇子、將軍に下り給ふべし」とて、御所造り改め (とはずがたり)

次例のような「…には」は、「その含まれる母集団を基準とした評価」を表す。

- ・「この老法師の娘たちには (=トシテハ) けしうはあらずおはしまさふな。なあなづられそよ」と、うち笑^{わら}みて (大鏡)

用例(66)(67)では、次のような例もある。

- ・扇を笛に (=扇ヲ笛ノ代ワリノヨウニシテ、ロニ当テテ) 吹き給へる夕映えの御かたち、まことに光るやうなるを (狭衣・流布本)

次のような「に」は「～の状態のまま」の意である。

- ・風交じり雪は降るとも実にならぬ我家の梅を花に散らすな (万 1445)

「には」の形で、範囲を限定する意を表す用法がある。

- ・秋深み花には (=花ノ中デハ) 菊の関なれば (=菊ガ行ク秋ノ関所ダカラ) 下葉に月ももりあかしけり (詞花 126)

次例は、現代語の「彼の表情に悲しみを見た」などと同様の表現である。

- ・増鏡浦伝ひする 鶺鴒^{かきさぎ} に心軽^{かる}さのほどを見るかな (散木奇歌集)
- ・かよひこし枕に虫の声たえて嵐に秋の暮れぞ聞こゆる (千五百番歌合)

源氏物語（湖月抄） 解説 桐壺（12）

（増註版 21 頁、
新全集 30 頁）夜もきつと更けてしまうでしょう」と言って（帰りを）急ぐ。「子を思う親心の闇も^①、せめて堪えがたい一部分だけでも晴らすくらいに申し上げようございますので、個人的にも、ゆっくりとお下がりください。数年来、嬉しく晴れがましい折にばかり^②、お立ち寄りくださったのに、このようなお悔やみの使いとしてお目にかかるのは^③、どう考えても^④情けない運命でございますよ。（亡き娘は）生まれた時から望みをかけていた子で、故大納言が、臨終となるまで、ただ^⑤、『この子の宮仕えの宿願を、かならず実現させ申し上げなさい。私が亡くなったからといって、情けなく^{くじ}挫けてはならない』と、繰り返し戒めおかれ^⑥ましたので、しっかりと後見しようと思う人^⑦もいない宮仕えは、（以下、次号）

（注）①「亡き子を思う親心の闇も堪えがとうございますが」（新全集）のような解は不適切だろう。この「くれまどふ心の闇も」は「はるくばかりに」に係ると思う。②原文「…ついでにのみ」。新全集は「…ついでにて」。③原文「かかる御消息にて見奉る〔ノハ〕、返す返すつれなき命にも侍るかな。」。前の「かかる程にさぶらひ給ふ〔ノハ〕、例なき事なれば」と同じ構文。④原文「返す返す」を今泉忠義訳は「重ねて申しますが」、新潮日本古典集成傍訳は「何度も申しますが」とするが、そう訳せるのかどうか。⑤「ただ」はどこに係るのだろう。(1)母君の詞で「いさめおかれ侍りしかば」に係る、(2)「ただ」から大納言の詞（二重括弧内）で「とげさせ奉れ」に係り、命令の意を強める（「ただはかられ給へかし」夕顔）。今、(1)で解した。⑥原文「いさめおかれ侍りしかば」の「れ」は軽い尊敬。⑦原文「後ろ見〔ムト〕思ふ」。「おのがいとめでたしと見奉るをば尋ね〔ムト〕思ほさで」（夕顔）。『総覧』144, 289 頁。